



佐賀県公報

平成16年
8月30日
(月曜日)
第 12500号

目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 土地収用法に基づく事業の認定
- 廃川敷地等の発生

(五六六・土地対策課) 一
(五六七・河川砂防課) 二

公 告

- 土地改良区の定款変更認可
- " "
- 北方町営高野地区土地改良事業施行同意

(農地整備課) 三
(") 三
(") 三

●佐賀県告示第五百六十六号

土地收回法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成十六年八月三十日

佐賀県知事 古川康

一 起業者の名称

久保田町

二 事業の種類

久保田町児童館拡張整備事業

三 起業地

(1) 収用の部分

佐賀県佐賀郡久保田町大字徳万字中新屋敷田及び字中副地内

(2) 使用の部分
なし

四 事業の認定をした理由

(1) 法第二十条第一号の要件への適合性について

久保田町児童館拡張整備事業（以下「本件事業」という。）は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十条に規定する児童厚生施設に関する事業であり、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供する施設に関するものであるため、法第三条第二十三号に該当する。

よつて、本件事業は、法第二十条第一号に掲げる要件を満たすと判断される。

(2) 法第二十条第一号の要件への適合性について

起業者である久保田町は、児童福祉法第三十五条第三項の規定に基づき県知事に届け出て久保田町児童館を設置していること、久保田町児童館の設置及び管理に関する条例を制定して同児童館を管理していること、一般会計等により既に財源措置を講じていること等から、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

よつて、本件事業は、法第二十条第一号に掲げる要件を満たすと判断される。

(3) 法第二十条第三号の要件への適合性について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

同児童館は平成五年に設置されたが、同館内で実施している放課後児童健全育成事業の参加者が年々増加したこと、また、母親クラブ等が行う地域組織活動等が活発化したことから、同館の利用者が設置当初に比べ七倍以上に増加したため、既存の施設では事業の実施のための十分な広さが確保できないという問題が生じている。このため、本件事業により現在の敷地を拡張し、遊戯室の増築、広場の拡張等を行う。

これにより、前述の問題が解消され、児童の健全育成事業の充実及び児童福祉の向上に寄与することが見込まれる。

これらのことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいと判断される。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

工事が小規模であり周辺環境への影響は小さいものと考えられること、事業計画に対する地域住民の反対がないこと等から、本件事業の施行により失われる利益は軽微なものと判断される。

ウ 代替案について

起業地は、既存施設の活用を図るため、現在敷地を拡張する二候補地について、機能的な施設配置の可否、工事内容、工事施工の難易度等の技術的条件及び工事費等の経済的条件を総合的に勘案して検討がなされた結果、最も適切な候補地が採用されている。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を満たすと判断される。

(4) 法第二十条第四号の要件への適合性について

近年、核家族化の進展、女性の就労の増加等により、児童を取り巻く環境が大きく変化し、さらには出生率の低下、遊び場の不足等児童健全育成上憂慮すべき事態が進行しており、次代を担う児童が健やかに生まれ育つための環境づくりが緊急の課題となっていることを踏まえると、(3)のアで述べた問題を早期に解消する必要があると認められるため、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、児童館の目的を実現するための建物、広場、駐車場等の整備に必要な範囲であると認められる。さらに、収用の範囲はすべて本件事業の用に恒久的に供されるものであ

ることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

よって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号に掲げる要件を満たすと判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は法第二十条各号の要件をすべて満たすものと判断されるため、同条の規定に基づき事業の認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

久保田町保健福祉課

●佐賀県告示第五百六十七号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、佐賀県県土づくり本部河川砂防課及び鳥栖土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年八月三十日

佐賀県知事 古川 康

一 河川の名称

筑後川水系閑屋川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成十六年八月三十日

三 廃川敷地等の位置

三義基郡基山町大字小倉字南長浦一六一〇番四地先、一六一〇番八地先及び一六二〇番一七地先

四 廃川敷地等の種類及び面積

- (1) 種類 土地
- (2) 面積 九七〇・三四平方メートル

○ ◆ 叫

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成16年

8月19日神埼町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成16年8月30日

佐賀県知事 古 川 康

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成16年

8月19日塩田東部土地改良区の定款の変更を認可した。

平成16年8月30日

佐賀県知事 古 川 康

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同
法第10条第1項の規定により、平成16年8月20日北方町営土地改良事業（ため
池等整備 用排水施設整備）高野地区の施行に同意した。

平成16年8月30日

佐賀県知事 古 川 康

申購
込先
料

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十六年八月三十日印刷及び発行
佐賀県知事 古川康行

印 刷 所 発行定日 毎週月水金曜日
西 部 印 刷 企 画 (株) 日